



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

人の動き

4月末現在 (前月比)

人 □ : 4,565 人 (- 2)
男 : 2,210 人 (+ 3)
女 : 2,355 人 (- 5)
世帯数 : 2,075 世帯 (+ 11)

救急・火災

令和5年1月～4月末

救急 : 84 件
火災 : 3 件

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています

 ホームページ
 サポートメール @防災くねっぶ
 Facebook フェイスブック
 Twitter ツイッター
 マイ広報紙
 子育てアプリ 母子モ

税務職員募集

札幌国税局では、税務職員を募集しています。令和6年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

- 受験資格
 - ①令和5年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から3年経過していない方
 - ②令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの方
- 申込受付期間
 - ①インターネット 6月19日(月)9時～28日(水) ※下記QRよりお申し込みください。
 - ②インターネット申し込みができない場合 第1次試験地を管轄する国税局にお問い合わせください。
- 第1次試験(基礎能力試験・適性試験・作文試験) 9月3日(日)
- 第1次試験合格者発表日 10月5日(木)
- 第2次試験(人物試験・身体検査) 10月11日(水)～20日(金)のうち指定する日
- 最終合格者発表日 11月14日(火)
- 問合せ
 - ・札幌国税局人事第2課採用担当 (☎011-231-5011 内線2315)
 - ・北見税務署総務課 (☎23-7151)



町道民税・国保税の第1期納期限は6月30日

町道民税と国保税の第1期分納期限は、6月30日(金)です。なお、納税通知書は6月9日(金)に発送する予定です。

また、信金・農協・ゆうちょ銀行の口座で納税される方には、口座振替用納税通知書をお送りします。

- 問合せ 町民課町民税係 (☎47-2193)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に係するものに限り)も納付することができます。

- とき 6月14日(水)・7月12日(水) 17時30分～20時
- ところ 町民課窓口
- 問合せ 町民課税窓口 (☎47-2193)

バリアフリー改修住宅の固定資産税を減額

高齢の方や障がいのある方などが居住する住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅)について、令和6年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度1年分に限り1戸当たり100㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。減額を受けるためには、改修後3か月以内に工事費明細書や領収書、改修箇所の図面・写真(改修前後)などの書類を添付して町民課資産税係に申請してください。

- 居住者の要件
 - 65歳以上の方
 - 要介護認定または要支援認定を受けた方
 - 障がいのある方
- 対象となる改修工事
 - 次に該当する工事を行い、補助金などを除く自己負担が50万円を超えるもので床面積50㎡以上280㎡以下であること
 - 廊下の拡張、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化
- 問合せ 町民課資産税係 (☎47-2193)

空き家・空き地の適正な管理にご協力を

空き家や空き地の管理は、土地の所有者の責任です。町内でも管理の行き届いていない空き地などの苦情が多数寄せられています。

何らかの問題が発生したときは、当事者間での解決が基本となりますが、そのようなことに至る前に、適正な管理に努めましょう。

- 害虫や草花の種などで近所迷惑にならないように、草刈りを行いましょ
- 景観を損ねないよう定期的に清掃をしましょ
- 問合せ 町民課町民生活係 (☎47-2203)

「女性のためのなんでも相談所」を開設

毎年6月23日から29日までの一週間は、内閣府が定める「男女共同参画週間」です。

北見人権擁護委員協議会では、悩みを持った女性が気軽に相談できるよう女性の人権擁護委員が相談員となる「女性のためのなんでも相談所」を次のとおり開設します。

- とき 6月21日(水)13時～16時
- ところ 釧路地方法務局北見支局2階会議室(北見市高砂町14番14号)

- 相談員 北見人権擁護委員協議会の女性人権擁護委員
- 問合せ
 - ・釧路地方法務局北見支局 (☎23-6152)
 - ・町民課町民生活係 (☎47-2203)

介護保険料を通知します

町では、今年度の介護保険料を決定し、65歳以上の皆さんに通知します。

介護保険料は、皆さんの負担が重くなり過ぎないように、本人および家族の収入や住民税課税状況に応じて段階的に分かれています。(介護保険料基準月額、昨年同様5,650円で変更ありません)

介護保険料の納め方は、年金からあらかじめ差し引かれる「特別徴収」、納付書で納める「普通徴収」、特別徴収と普通徴収の両方で納める「併用徴収」がありますので、通知書で「年間の保険料額」と「納付方法」を必ず確認してください。

普通徴収第1期の納期限は6月30日(金)です。

- 問合せ 福祉保健課介護保険係 (☎47-5555)

ひとり親家庭等医療費助成～父子家庭の方も対象～

「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、父子家庭の方も対象となりますので、次の要件に該当する方は申請してください。

- 対象となる方 ひとり親家庭等の18歳未満(学生などは20歳未満)の子どもとその父または母
- 助成内容
 - 子どもは入院と通院、父または母は、入院のみ医療費の自己負担額を助成します。ただし、子どもの年齢や世帯の課税状況により、次の一部負担金を医療機関の窓口でお支払いください
- ①0歳から中学生までの子ども以外で町民税課税世帯の方
 - 医療費の1割(月額限度額 入院5万7,600円、通院1万8,000円)
- ②0歳から中学生までの子どもと町民税非課税世帯の方
 - 初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)
- 申請に必要なもの
 - ・ひとり親家庭等であることが確認できる書類(戸籍謄本など)
 - ・健康保険証
 - ・印鑑
 - ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- 問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎47-5555)